

松山大学における「独占禁止法教室」の開催について

令和 5 年 6 月 2 6 日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、経済の基本ルールである独占禁止法の意義と役割を理解してもらうことを目的として、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 令和 5 年 7 月 3 日（月）
4 時間目 1 4 : 1 5 ~ 1 5 : 4 5
- 2 場 所 松山大学 2 号館 2 2 3 号室
（松山市文京町 4 番地 2）
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局 四国支所長 福田秀一郎
- 4 対象者 松山大学 経済学部 2 ~ 4 回生（4 9 9 名）
※本講義は対面授業方式で行います。
- 5 内 容 独占禁止法の意義と役割、公正取引委員会の活動内容など

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、事前に下記の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局四国支所総務課 電話 0 8 7 - 8 1 1 - 1 7 5 0（代表）佐々木、若林
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

独占禁止法教室の御案内

公正取引委員会では、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生、短期大学生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

◆ 独占禁止法教室の授業内容

大学生・短期大学生向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などに対して、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法との関わりについて講義し、学生からの質問にお答えしています。

◆ 独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の感想

- 公正取引委員会の活動、競争法について、具体的なイメージを持つことができました。（学生）
- 履修した独占禁止法をより深く理解することができました。（学生）
- 違反事例を交えながら説明をいただいたことで、概要が分かりやすかった。（教授）
- 独占禁止法が世の中の様々な経済活動に関わっていることを知ることができ、社会人になる上での参考となりました。（学生）

◆ 四国地区における開催校（令和4年度）

徳島大学、徳島文理大学、香川大学、高松大学、高知大学、愛媛大学、松山大学

◆ 独占禁止法教室の開催実績（全国）

年度	中学校	高等学校	大学
R2年度	29校	9校	96校
R3年度	34校	23校	116校
R4年度	51校	29校	140校

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局四国支所

総務課 担当：佐々木、若林

TEL 087-811-1750